(7)　都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第一五条関係）

8　事業所税

敷地分割組合について、収益事業課税とすることとした。（第七〇一条の三四関係）

9　その他

㈠　決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告書の提出に係る不申告加算金についてする決定は、当該申告書の提出があった日から三月を経過する日まで、することができることとするとともに、この決定により納付すべき不申告加算金の消滅時効の起算日を、当該決定があった日の翌日とすることとした。（第一七条の五及び第一八条関係）

㈡　徴税吏員は、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）に、地方税に関する調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを明確化することとした。（第二〇条の一一関係）

㈢　国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした。（第四一条、第五〇条、第七一条、第七一条の二二、第七一条の四三、第七一条の六三、第七二条の七一、第七三条の三九、第七四条の三〇、第九七条、第一四四条の五四、第一七条の二、第一七七条の二四、第二〇三条、第二八八条、第三三四条、第三七六条、第四六三条の一〇、第四六三条の三〇、第四八五条の六、第五四四条、第六一六条、第六九七条の二、第七〇〇条の六八の二、第七〇一条の二一、第七〇一条の六八、第七〇二条の八、第七三〇条の二、第七三三条の二六の二及び第七四五条関係）

㈣　延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこととした。（附則第三条の二関係）

(1)　法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とすることとした。

(2)　徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が猶予特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除することとした。

(3)　還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該還付加算金特例基準割合とすることとした。

(4)　(1)から(3)までの加算した割合が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とすることとした。

二　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が一三五万円を超える場合を除く。）を個人の道府県民税及び市町村民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置を講ずることとした。（平成三一年改正法第三条関係）

三　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を令和三年度まで延長することとした。（附則第二項関係）

四　地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした。（第三〇条関係）

五　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正関係

㈠　森林環境税の非課税措置について、寡夫及び単身児童扶養者を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が一三五万円を超える場合を除く。）を対象に加えることとした。（第四条関係）

㈡　国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした。（第二五条の二関係）

㈢　令和二年度から令和六年度までの各年度における森林環境譲与税について、特別会計に関する法律附則第一〇条第三項の規定により交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れた額の全部又は一部に相当する額を譲与することとした。（附則第二条の二関係）

㈣　令和二年度から令和六年度までの各年度における森林環境譲与税額は、次に掲げる額とすることとした。（附則第三条関係）

年度	森林環境譲与税額
令和二年度及び令和三年度	四〇〇億円
令和四年度及び令和五年度	五〇〇億円
令和六年度	森林環境税の収入額に相当する額に三〇〇億円を加算した額

㈤　市町村及び都道府県に対する譲与額は森林環境譲与税額に対して次に掲げる割合とすることとした。（附則第三条関係）

年度	市町村に係る割合	都道府県に係る割合
令和二年度及び令和三年度	二〇分の一七	二〇分の三
令和四年度及び令和五年度	二五分の二二	二五分の三
令和六年度以降	一〇分の九	一〇分の一

六　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正関係

㈠　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に一〇〇分の四〇の税率を乗じて得た金額とすることとした。（第七条関係）

㈡　国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとした。（第二七条の二関係）

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。